

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成22年9月6日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成22年8月18日

高松市長 大 西 秀 人

4(1)中「入札区分をいう」の次に「。(6)において同じ」を加え，4(2)イ(エ)を次のように改める。

(エ) 企業の地域性・社会性

4(4)イ(イ)を次のように改める。

(イ) 企業の地域性・社会性

4に(6)として次のように加える。

(6) 総合評価落札方式による入札の場合において，特定建設工事共同企業体での入札については，高松市総合評価落札方式試行要領第5条第3項本文の規定により，代表者となる構成員について評価する。ただし，建設工事公告において別段の定めがあるときは，この限りでない。

9(1)イ中「出来形予定額」を「出来高予定額」に改め，9(3)中「前金払および中間前金払の額」を「前払金および中間前払金の合計額」に改める。

12(7)中「(14)キ」を「(15)キ」に，「本市の平成21・22年度の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての格付が」を「高松市の入札参加資格者名簿（当該建設工事公告の日において有効な入札参加資格者名簿とする。以下この(7)において同じ。）における当該表示された建設工事の種類についての格付が」に，「本市の平成21・22年度の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値」を「高松市の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値」に，「本市の平成21・22年度の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての格付および」を「高松市の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての格付および」に，「本市の平成21・22年度の入札参加資格者名簿に登載され」を「高松市の入札参加資格者名簿に登載され」に改め，12(17)を12(18)とし，12(16)イ中「構成員は(14)ア」を「各構成員は(15)ア」に改め，12(16)を12(17)とし，12(15)イ中「構成員は(14)ア」を「各構成員は(15)ア」に改め，12(15)を12(16)とし，12

(14)を12(15)とし、12(13)イおよびウ中「入札書の提出期限の時点で」を「入札書提出期限日において」に改め、12(13)を12(14)とし、12(12)中「この(12)」を「この(13)」に改め、12(12)を12(13)とし、12(11)中「(10)」を「(11)」に改め、12(11)を12(12)とし、12(10)中「(11)」を「(12)」に改め、12(10)を12(11)とし、12に(10)として次のように加える。

(10) 「元請または一次下請施工実績」ならびにこれらの文字の右欄の工事の内容および請負金額の表示の意義は、当該工事の元請または一次下請としての施工実績（入札書の提出期限の前日までの完了検査合格分（一次下請としての施工実績については、当該一次下請工事の完了確認分を含む。）に限るものとする。）を有する者でなければならないことである。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績について、その出資比率相当分の請負金額および施工実績を認めることとしたときは「※JV実績可」を表示する。

14(1)ア中「(8)アからオまで」を「(8)アからカまで」に、「(9)アおよびイ」を「(9)アからウまで」に改め、14(1)ウ中「12(8)および(9)」を「12(8)から(10)まで」に、「12(10)および(11)」を「12(11)および(12)」に改め、14(1)エ(イ)中「12(15)ア(ア)」を「12(16)ア(ア)」に改め、14(1)エ(イ)e中「特定建設共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、14(1)エ(イ)g中「構成員」を「各構成員」に改め、14(1)エ(ウ)中「12(16)ア(ア)」を「12(17)ア(ア)」に改め、14(4)中「積算内訳書の作成方法」により作成し」を「積算内訳書の作成方法および注意事項」により作成し、および提出し」に改め、14(6)イ中「積算内訳書の」を「積算内訳書に記載された」に、「工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の合計額）を算出した後において1,000円以上の端数処理もしくは調整額等の値引き処理をしている」を「直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理もしくは調整額等の値引き処理がされた工事価格である」に改め、14(8)中「構成員」の次に「（当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。）」を加え、14(8)エ中「企業の社会性申告書」を「企業の社会性等申告書」に改め、14(8)オ中「(エ)まで」を「(キ)まで」に改め、「写し」の次に「((エ)に掲げる事項にあっては、緊急時の社内の連絡体制表および自社で保有している資機材の一覧表)」を加え、14(8)オ(エ)を削り、14(8)オ(ウ)を14(8)オ(オ)とし、14(8)オに(エ)として次のように加える。

(エ) 災害時の活動体制における災害時に応急活動ができる体制

14(8)オ(イ)中「継続教育」を「過去5年度間における継続教育(CPD)」に改め、14(8)オ(イ)を14(8)オ(ウ)とし、14(8)オ(ア)を14(8)オ(イ)とし、14(8)

オに(ア)として次のように加える。

(ア) ISO9001もしくはISO14001の認証の取得（当該取得している旨当該建設工事公告の日において有効な高松市の入札参加資格者名簿に登載されている場合を除く。）またはエコアクション21の認証の取得

14(8)オに(カ)および(キ)として次のように加える。

(カ) 障がい者の雇用

(キ) 次世代育成支援の取組状況

14(8)にカとして次のように加える。

カ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項に係る評価を受けようとする場合にあっては、それぞれ(ア)に掲げる同意書、(イ)に掲げる証明書の写しおよび(ウ)に掲げる申告書

(ア) 営業所の拠点性における常時雇用職員数 市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書（総合評価様式2-5号）

(イ) 災害時の活動体制における要件を満たす団体等への加入 加入等証明書（締結団体等用）（総合評価様式2-6号）または加入等証明書（連携団体等用）（総合評価様式2-7号）

(ウ) 人権啓発の取組における社内研修の実施 社内研修実施申告書（総合評価様式2-8号）

14(9)中「構成員」の次に「（当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。）」を加え、14(9)ア中「企業の社会性申告書」を「企業の社会性等申告書」に改め、14(9)イを次のように改める。

イ (8)オ(ア)および(エ)から(キ)までに掲げる事項に係る評価を受けようとする場合にあっては、その事実を証明する書類の写し（8オ(エ)に掲げる事項にあっては、緊急時の社内の連絡体制表および自社で保有している資機材の一覧表）（総合評価関係証明書類添付用様式を利用すること。）

14(9)にウとして次のように加える。

ウ (8)カ(ア)から(ウ)までに掲げる事項に係る評価を受けようとする場合にあっては、それぞれ(8)カ(ア)に掲げる同意書、(8)カ(イ)に掲げる証明書および(8)カ(ウ)に掲げる申告書

14(10)中「書類」の次に「ならびに(8)カ(ア)に掲げる同意書」を、「については」の次に「、(11)の規定の適用があるものを除き」を加え、14(13)を14(14)とし、14(12)を14(13)とし、14(11)中「証明書類の写し」を「証明書類の写し等、(8)カ(イ)に掲げる証明書の写しならびに(8)カ(ウ)に掲げる申告書」に改め、14(11)を14(12)とし、14に(11)として次のように加える。

(11) 入札者は、営業所の拠点性における常時雇用職員数の評価を受けようとする場合

において、自己以外の者の同意を要するときは、その者から(8)カ(ア)に掲げる同意書を受領し、持参により提出するものとする(この場合の提出の期間、時間および場所については、当該入札書を市長の承諾を得て紙で提出する場合の例による。)

15(2)イ(ア)中「12(12)」を「12(13)」に改め、15(2)イ(イ)中「12(14)ア」を「12(15)ア」に、「12(15)ア(エ)または(16)ア(エ)」を「12(16)ア(エ)または(17)ア(エ)」に改め、15(2)ウ中「不足」の次に「(これと同視できる場合および記載事項についての明白な不備がある場合を含む。)」を加える。

17(1)イ中「2人」を「2者」に改め、17(2)中「落札者候補者」を「落札候補者」に改める。

19(6)中「審議の」を「審議結果の」に改める。

20(1)イ中「落札者」の次に「(特定建設工事共同企業体にあつては、そのすべての構成員をいう。(2)イにおいて同じ。)」を加える。

21を次のように改める。

21 工事における技術者の選任等

工事における12(11)および(12)による技術者の配置は、14(1)ウに規定する確認資料に記載した配置予定技術者のうちから、現場に配置する技術者を選任しなければならない。選任した技術者は、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合(建設業法第26条第3項の規定により専任の技術者の配置を要しないとされた工事にあつては、当該選任した技術者を他の現場に専任配置しなければならないやむを得ない理由があると認める場合を含む。)のほかは、確認資料提出後の変更は認めない。また、12(11)および(12)により専任の技術者の配置を要するとされた工事については、落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

23(5)中「高松市総合評価落札方式施行要領」の次に「(同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準を含む。)」を加え、23(7)中「12(14)ウ」を「12(15)ウ」に改める。

別表第1中「(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1)」を「法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1)」に、「(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条)」を「(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条)」に改める。

別表第2①の款中「委任状(営業所への委任)※」を「委任状(営業所への委任)※1」に改め、同表総合評価の場合に①に加えて提出する書類の款総合評価A(土木工事)

の項から総合評価Bの項までの規定中「・企業の社会性
申告書」を「・企業の社会性等申告書
・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※2
・加入等証明書（締結団体等用）または（連携団体等用）※2
・社内研修実施申告書※2」に改め、

同表備考1中「企業の社会性申告書」を「企業の社会性等申告書」に、「証明書類の写しの添付を要する場合にあっては、当該証明書類」を「証明書類の写し等の添付を要する場合にあっては、当該証明書類の写し等」に改め、同表備考2中「※」を「※1」に改め、同表に備考3および備考4として次のように加える。

3 ※2を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。

4 14(11)の規定により入札者以外の者の作成した市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書を提出する場合は、入札書に添付することなく、入札書提出期間内において、14(11)に定めるところにより、別途持参する必要がある。